

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務課
委 託 業 務 名	高速複写印刷機等保守業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3-1 大津市役所 本館地下 印刷室
概 要	高速複写印刷機等が故障した際、大津市からの要請により、修理を行う。
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1, 2 5 0, 6 7 3 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市京町一丁目 3-4 4 〔名 称〕 小林事務機株式会社 大津営業所
契約相手方の選 定 理 由	当該業者は、本市が導入している高速複写印刷機等（本体及びフィニッシャー）の、保守・修理が可能な県内唯一の業者であり、不具合が生じた場合、迅速に対応できるのが当該業者のみであるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。